

超音波検査士資格更新者救済制度について

第36回検査士資格更新申請（申請期間 2025 年 12 月 1 日～2026 年 2 月 10 日消印有効）に間にあわず、検査士資格を喪失した方の救済制度です。

救済のための更新手続きを希望される方は、2026 年 8 月 1 日～8 月 31 日の間に下記 1 あるいは 2 のいずれかで手続きを行ってください。

- 1 2026 年 1 月 31 日の時点で、更新要件※を満たしていた方は「更新申請」を行ってください。
9 月以降開催の理事会承認後に、認定証を発行します。
- 2 2026 年 1 月 31 日の時点で、更新要件※を満たしていなかった方は「猶予申請」を行ってください。
9 月以降開催の理事会承認後に猶予通知を発行します。さらに、2026 年 12 月 1 日になりましたら、速やかに「更新手続き」を行っていただくこととなりますので、猶予通知の到着を待たず更新要件を満たすように、活動を開始し単位を取得してください。すでに「猶予申請」をされている方は、猶予申請はできません。

※更新要件とは・・・

- その 1 超音波検査士の認定を受けてから 5 年間に、資格更新に必要な研修・業績単位を 50 単位以上 取得していること
（このうち、日本超音波医学会学術集会又は日本超音波医学会地方会学術集会に出席することで得た単位が 1 つ以上含まれていなければならない）
- その 2 超音波検査士の認定を受けてから 5 年間に、日本超音波医学会教育委員会主催の「必修講習」を 1 回受講していること。

超音波検査士資格更新者救済手続きについて

1 資格更新を希望する者（必要単位を満たしている場合）

「資格更新期限延長手数料」と「更新審査・認定料」を支払うことで、通常通りの更新として認定いたします。認定証は理事会承認後に交付します。

2 猶予申請を希望する者（必要単位が不足している場合）

1 年間の猶予期間を設けています。「資格更新期限延長手数料」と「猶予手数料」を支払うことで 1 年間の猶予期間を認めます。猶予通知は理事会承認後に郵送します。不足単位を取得した上、必ず今年度（2026 年度）に資格更新を行ってください。

<提出書類> レターパックプラスもしくは簡易書留にて学会事務局へ郵送してください。

- ① 検査士資格更新期限延長届け（資格更新・猶予申請共通）
- ② 資格更新申請書類 あるいは 猶予申請書類（いずれか 1 つ）

<受付期間> **2026 年 8 月 1 日～2026 年 8 月 31 日(当日消印有効)**

[次ページに続く](#)

<振込金額について>

下表の該当する欄のいずれかの合計金額をお振込みください。

更新申請の場合	資格更新期限延長手数料	更新審査・認定料	合計
本会会員	5,000 円	5,000 円	10,000 円
検査学会正会員	5,000 円	8,000 円	13,000 円

猶予申請の場合	資格更新期限延長手数料	猶予手数料	合計
本会会員	5,000 円	5,000 円	10,000 円
検査学会正会員	5,000 円	5,000 円	10,000 円

(表内の金額は、5,000 円の消費税額は 455 円(内税)、8,000 円の消費税額は 727 円(内税)です。)

<振込先>

郵便局の場合 (振込用紙は、郵便局に備え付けのものをご利用ください)

口座番号：00130-8-93294

加入者名：公益社団法人日本超音波医学会

通 信 欄：(以下の情報を必ずご記入ください)

振込人名義、検査士番号、救済更新あるいは救済猶予、本会会員番号あるいは検査学会会員番号

銀行の場合 (インターネットバンキングによる振込も可能です)

銀行名：ゆうちょ銀行

支店名：〇一九(ゼロイチキユウ)店(019)

当座預金口座番号：0093294

口座名義：公益社団法人日本超音波医学会

ご注意 銀行振込の場合、振込人名義を以下のように変更してお振込みください。

振込人名義、検査士番号、救済更新あるいは救済猶予

例) チョウオンパタロウ ○○○、キュウサイコウシン or キュウサイユウヨ